課税売上割合に準ずる割合の適用時期の見直し

事業者が消費税の仕入控除税額の計算を個別対応方式により行っている場合において、一定の要件を満たすときは、通常の課税売上割合に代えて、その事業者の「事業の種類、事業に係る費用の種類等の異なるごと」、「事業に係る事業場の単位ごと」等に区分して算出した合理的な割合により計算することができます。この割合のことを「課税売上割合に準ずる割合」と言います。

この「課税売上割合に準ずる」を適用するためには、「適用承認申請書」を提出し税務署長の承認を受ける必要があります。

これまではこの"承認を受けた日の属する課税期間"からのみの適用となっていましたが、加えて、**適用を受けようとする課税期間の末日までに「適用承認申請書」を提出（要件①）**し、その**課税期間終了後1月以内に承認（要件②）**されれば、当該**"提出日の属する課税期間"から適用**されることになりました。

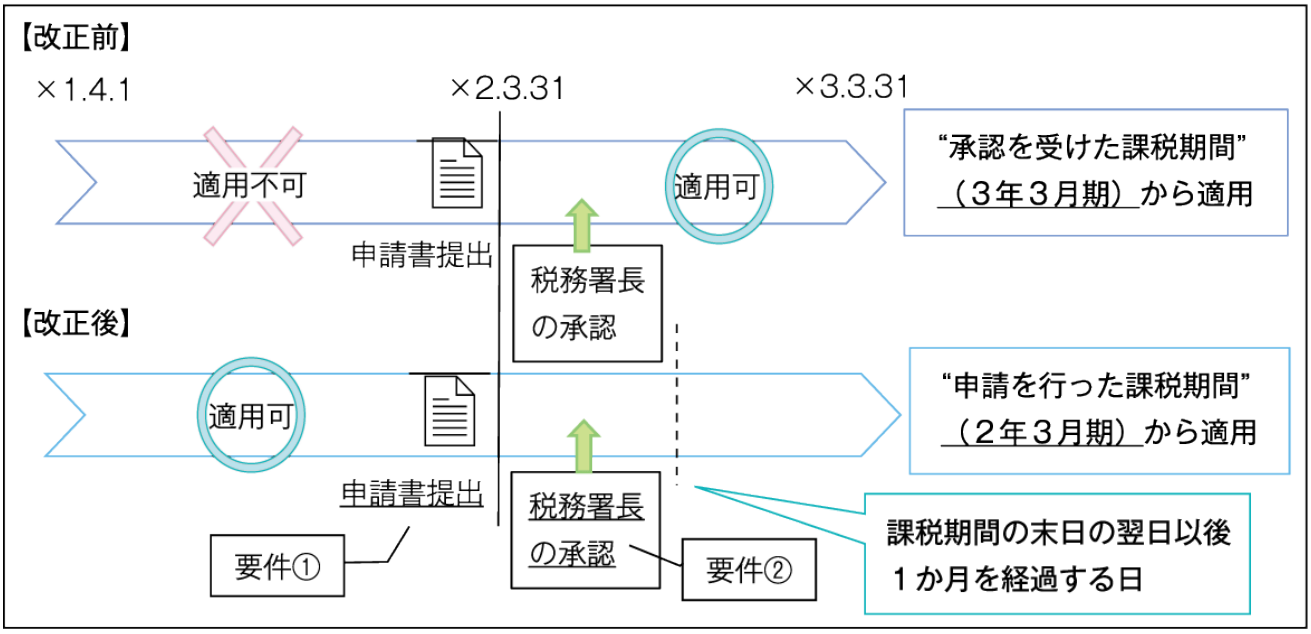

例えば、土地を譲渡した場合、課税売上割合は減少してしまいます。

このまま、課税売上割合を用いて仕入控除税額を計算すると仕入控除税額が少なく計算されてしまい、不利益を被ってしまうため、事業実態が反映されるよう、課税売上割合に準ずる割合の適用を検討します。

土地の譲渡が課税期間終了間際になり、適用承認申請書の提出が遅れ、承認が翌課税期間になってしまい、希望する課税期間に適用を受けられないということ等の事情に配慮し、この見直しが行われました。

なお、課税売上割合に準ずる割合の適用を受けることをやめようとする場合には、やめようとする課税期間の末日までに不適用の届出が必要となります。